# 檀山北部 3 町合併協議会 第 5 回新町名候補選定小委員会

日 時 平成16年11月10日(水)10時00分

場 所 瀬棚町児童会館

# 檜山北部3町合併協議会 第5回新町名候補選定小委員会会議次第

平成16年11月10日(水)10:00~10:36 場所:瀬棚町児童会館

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 議事

会議録署名委員の指名について

- (1) 議案第1号 郡の所属の取扱いについて(継続協議)
- 4. その他
- 5. 閉 会

# ○出席委員

大成町

委 員 花 田 千賀志 委 員 奥 村 喜美男

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 柳 田 眞 委 員 新 保 静 夫

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 真 柄 克 紀 委 員 石 川 文 枝

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○欠席委員

大成町

委 員 成 田 直 彦

○幹 事

幹事長福島一臣 副幹事長 小林義 悦 幹事 越野 邦夫 幹事 碇谷恵一 幹事 高野 利廣

# ○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕 町づくり 継続 山 内 保 夫

1. 開 会 (午前10時00分)

#### (道高事務局長)

皆さん、おはようございます。大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございま した。

ただいまから第5回目の新町名候補選定小委員会を開催いたします。

## 2. 委員長あいさつ

# (道高事務局長)

開会に当たりまして、花田委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

#### (花田委員長)

まずもって委員各位には早朝からのご足労、まことにご苦労さまでございました。そして、心から お礼を申し上げたいと存じます。

本日の会議の議題につきましては、三たびのご提案とさせていただく経過にございますが、各委員の忌憚のないご意見のもとに、ぜひとも集大成を図ってまいりたい、そんな思いを大きくいたしているところでございます。どうか、委員皆様におかれましての格別のご協力を請い願って、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに小委員会設置規定第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は9名でございます。7名以上の出席がありますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、小委員会運営要綱第6条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長が当たることに なっておりますので、委員長、よろしくお願いいたします。

#### 3. 議事

## (花田委員長)

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。

会議録署名委員につきましては、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づいて、今回は新保委員と小田委員にご指名申し上げますので、よろしくお願いしたいと存じます。

次に、日程第2、議案第1号、継続協議となっております郡の所属の取り扱いについてを議題といたしたいと存じますが、議案については前回提案した内容と同じでありますので、議案の説明を 省略させていただきたいと存じます。 そこで、前回の協議において、国の出先機関の管轄区域について郡名が関係するのではないかという点について、檜山支庁等で調査した資料の説明を受けたところでありますが、さらに法務局や国税局などからの、その考え方について檜山支庁で伺っているようでございますので、せっかくの機会でございますので、その内容について小田委員さんのご説明をお願いいたしたいと存じます。

# (小田委員)

それでは、私の方から再度の照会結果をご報告をさせていただきます。

まず、函館地方法務局の本局でございますが、現在、管轄区域の変更を伴うようなところ、檜山 北部3町、熊石・八雲の管轄区域について、検討中であるということでございます。その検討内容 でございますけれども、(1)で書いておりますように、窓口については変えないでそのまま、新 町になっても変えないという考え方が一つ。

二つ目は、合併で一つの市町村になるわけですから一つにした方がいいのではないか、という考え方がもう一つということで、仮に(2)の窓口を一つにした場合にあっては、②に書いておりますように、管轄区域の変更については郡名にかかわらず市町村の区域がどう変わるかということで判断する、という回答でございました。

それで、具体的に今、どんなそれぞれの検討委員会の中で話されているかということでございますけれども、(1)で法務局とのそれぞれの距離や住民の利便、あるいは二つ目のデータのそれぞれの件数などを考慮しますと、大成町の管轄を八雲出張所に変えるという考え方の方向が高いということでございました。

③で変更の時期はまだしばらくかかりますので、ちょっと未定だ、ということでございます。

続いて、税務署とハローワークについてでございますけれども、札幌の本局の方に問い合わせさせていただきました。まず、国税局でございますけれども、全道で六、七カ所管轄区域が異なる合併協議があるということですけれども、その辺を見きわめた上で検討したいと。なお、検討に当たっては人口、構成市町村、住民要望を考慮するという考え方でおりますと。

北海道労働局でございますけれども、当面は、合併した場合でも現行の管轄区域は変更する予定についてはないと。なお、将来的に何らかの事情で管轄区域が変更になった時点で検討する、という回答でございました。いずれも、照会をした結果、管轄区域については郡名は関係するものではない、という内容でございました。

以上でございます。

# (花田委員長)

ありがとうございました。ただいま説明を受けましたが、特に国の出先機関については現在のところ、3町の合併に対して関心を集めているのは当然でありますが、総合的に判断しますと、郡名によって新町の管轄区域が決まるものでなくて、出先機関との距離や、例えば住民の利便性の問題、データ等の件数によって管轄区域が判断されるものであるということであります。このようなことからして、今後においても国の出先機関に対しては、3町の合併によって地域住民が不便とならな

いように特段の配慮をもって管轄区域の変更手続をしていただくように、新町としてもその働きかけをお願いしていかなければならないものではないかと思っております。

また、道に対しても、そのような具申をしていただくようお願いをしていくことになるのではないかという思いをいたしております。

ただいまご説明をいただいたことを参考といたしまして、郡の所属についてご意見をちょうだいいたしたいと存じます。どなたでもどうご意見をよろしくお願いしたいと存じます。

# (奥村委員)

この後、郡が恐らく協議の核心に入ると思うのですけれども、今小田部長なり委員長から説明があったように、現行では諸官庁については変更が必要ないと、こういうことなのですけれども、新しいまちになったときに、いつまでもこれでいいかというと、私はそういうことにはならないと思うので、新町になった場合に早い時期にこの諸官庁の管轄区域を一つにすると。どこどことは今、言いませんけれども、そういうことでいいのではないかと私は思いますので、そういうことも踏まえてひとつ、今の説明に対する理解をしたと私自身思っております。

# (内田委員)

ただいま小田委員の方からの説明でございますけれども、管轄区域の変更についての考え方というのは、例えば法務局の場合は所管が八雲出張所に変わる可能性が高いということと、国税局については構成市町村の住民の要望を考慮するというような、そういうのがございます。ただ、労働局については、現行の所管の区域を変更する予定はない。しかし、合併後に両者の要望など、区域の変更が必要になった時点で検討する予定だということなのですけれども、これは合併後でなく、合併前にこうしたはっきりしたことがどうなのです、できないのでしょうか。

#### (小田委員)

いや、よろしいのではないでしょうか。この管轄区域については、こういうふうにしてほしいということは、全く構わないと思う。

## (内田委員)

そうですか。わかりました。

# (花田委員長)

他にございませんでしょうか。

# (真柄委員)

委員長に確認なのですけれども、今やっぱりこの経緯もあって、検討期間という形で1回会議を 延ばしたというわけではないですけれども、これがやっぱり結論として最終的に、私も今の段階で はこういうことで最終的にこれが今の新しいまちの人方に対してサービス的な面でまず影響ないというふうに委員会でまず意思確認した方がいいのではないかなという気がするのです。個々にはこの説明はわかりましたけれども、できればその中で小委員会としてもやっぱり、当面これできちっとした形で影響ないということを確認した上で、いよいよ郡の選考というのができればしてほしいなと思いますので、その辺について委員長の配慮をお願いしたいと思います。

# (花田委員長)

そのとおりでございましょう。実は私も実際に、例えばハローワーク、函館の本庁ですか、函館職業安定所の管理部長ともお会いして、これらのことをも含めて確認をいたしました。今、結論は現在のところに何ら変わりないという結論でございまして、ただそのときのお話も、出張所がそれぞれの合理化とかなったときには、これはちょっと違うよと。しかし、今当分そういう考え方はないと明快なお答えでございましたし、先ほども部長さんから言われるように、他の法務局にしてもやはり効率よく窓口で対応しますので、取り扱い件数によっては当然、先ほど小田部長が、八雲、そういうことで集約がなされることは考えられますよと、こういうことでございましたし、この中にないのですけれども、例えば営林署なんかが、実は北檜山町長さんとも札幌へ出かけた折にもお話も、この中には載っていませんけれども、やっぱり関連しています。現行どおり物を考える。したがって、何ら今、合併ということによって町民の皆さんに不便をかけるということのない、そういうことに特に配慮をしてまいりたいと、私はこういう回答もいただいておりますので、小田部長さんの先ほどの説明と、ひとしくそういうことで、何ら今、当面変わることはないという確認のもとでこれからご意見を集めてまいりたいと、こう思います。

それで、改めて本日の議案第1号の郡の所属の取り扱いについて、議題とさせていただいて確認のご意見を集めてまいりたいと思います。どなたでもどうか、この1号の議案の扱いについては、少し前と重複しますけれども、改めて事務局の方からご説明を加えさせていただきます。

#### (奥村委員)

今、真柄委員から言ったのは、この管轄区域の考え方について、私と内田町長と真柄委員よりなかったのだけれども、委員の皆さんの確認をしてくださいというお願いなので、まずそこから。そういう認識ではいると思うのですけれども、委員会できちっとした……。

#### (柳田委員)

実は前回の小委員会の後、ない知恵を絞りながら、あちらこちらと意見というかお知恵を拝借という形でさせていただきました。その中で大まか先ほど小田部長から説明のあったとおりでございますけれども、少しだけそれに足してもいいかなというようなものもございます。

というのは、やはりこれはあくまでも全く角度が違うという方面からと思っていただいても結構なのですが、総務大臣の発言を踏まえて行動すべきであろうということが一つなのです。ということは、総務大臣の発言というのは、住民に必要な行政サービスをみずからの権限と責任で選択でき

る地域の主権を貫かなければならないのだと。だから、合併町村の思いを伝えて、実現するように 働きかけるべきだと。そのためにはどうするかということになれば、やはり北海道の場合は、支庁 も頑張っておられるけれども、やはり本庁の地方課へ行って汗をかかすべきではないのかというこ となのですよ。そうすることによって、この総務大臣の考え方、発言というのは即伝わっていくも のだと思うと。国の機関であるならば。そういうことを助言をいただきました。そしてその中で、 やはりこの汗をかいていただくためには、合併しようとする町村の首長さんが足を運ぶということ も大きな仕掛けの一つであろうということも言われておりますので、このことをすることによって、 1年のものが半年、半年のものが1カ月という短い期間で、それが住民に納得いくようないわば区 域という形の変更のものができてくるだろうということをいただいています。参考になるかどうか は別ですが、これが私が3人ぐらいの方からいただいたご意見というか、これは11月5日、それと そのうちの2日ぐらいの間にいただいたものなのですが、こういうことであります。参考になるか どうかは別ですけれども、これを参考にしながらやはり、我々3町が合併して役場の所在地も決ま りました。まちの名前も決まりました。やはりそれぞれのまちの思いもあるということになれば、 もうそろそろこういう今、部長のお話を伺っても、前向きな姿形が見えてくるのではないかなとい うことを考えれば、もうそろそろ小委員会でも、まとめるというか、合併協議会に報告できる内容 の詰め方でもあってもいいかなというように考えております。

以上です。

#### (花田委員長)

ありがとうございました。

先ほどのそれぞれの意思確認を、先ほど私が前段申し上げたことで皆さんご確認をお願いしたい と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# (花田委員長)

それでは、改めて議案第1号 郡の所属の取り扱いについて、継続協議になっておりますけれども、これからご意見を集める前段として、もう一度繰り返してこの内容の説明をお願いしたいと思います。

# (成田事務局次長)

議案第1号(継続協議) 郡の所属の取り扱いについて。

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

- 1、新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
- 2、新町の郡の所属は、久遠郡とする。

3、新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年11月10日提出、新町名候補選定小委員会委員長、花田千賀志。

次のページをお開き願います。

郡の所属の取り扱いについてということでございます。

まず1の新町の郡の所属の決定につきましては、地方自治法第259条第1項の規定において、郡の区域を新たに設置、廃止、区域の変更、名称の変更を行う場合は、都道府県知事が議会の議決を経て、総務大臣に届け出を行うこととされております。

また、同条第3項の規定におきまして、二つ以上の郡をまたいで町村が設置された場合も、第1項の規定の手続を行うこととされております。これらのことから、地方自治法の規定に基づき、郡の所属の決定は都道府県にあると法令で定められているところでございます。

資料の中段になりますが、住民基本台帳法施行令第12条第2項の規定に、住民票の記載事項の変更を職権で行うことができる事項が定められておりまして、その中に同条同項第7号の規定にありますとおり、郡名、字名などの変更があった場合も含まれております。

また、不動産登記の関係では、第59条の規定において行政区画の変更があったときは、登記の行政区画の名称は変更したものとみなす、と規定されております。

次の議案の3ページをお開き願います。

登録免許税法第5条の規定において、郡名、字名などの変更に伴う登記の記載事項の変更登記に は、登録免許税は免除されることとなっております。

2の郡の所属が変わることによる影響につきましては、新設合併の場合は町名の変更がございます。町名の変更に伴いまして、住居表示、この辺が大きく変わるところでございます。また、先ほどから議論がございましたとおり、出先機関の問題もございまして、これは郡の問題というよりも新町の本庁舎の位置との関係が大きなことだということで議論がなされているところでございます。

3の法務局への情報提供につきましては、登記簿は電算処理されている関係から、登記変更には 約4カ月ほどを要するということでございまして、郡名、町名の変更などがある場合には、事前に 法務局に連絡をお願いしたい、ということでございました。

4の北海道考え方はと申しますと、郡の所属に対しては北海道が一方的に決定する考えではございません、ということでございます。あくまでも、合併協議会の方針決定されたものを尊重して郡の所属を決定していく考えである、ということでございます。

議案の4ページをごらん願います。

5の郡に所属している町の取り扱いにつきましては、所属する町との協議が必要となるということでございまして、合併協議会での協議をしているところでございます。

取り扱いの方法としましては、三つの選択肢がございます。まず、瀬棚郡とする場合、久遠郡とする場合、新たな郡を設ける場合ということでございます。いずれにいたしましても、それぞれこの三つの中から一つのものを選択する形になろうかと思います。

6の新町の郡の所属の決定する期限でございますけれども、合併期日が平成17年9月1日という

ことで前回の協議会で決定をされているところでございます。その流れでいきますと、協議手順を ごらんいただきたいと思いますけれども、まず手順といたしましては、郡の所属について合併協議 会において協議をいたします。

次に、郡の所属について合併協議会において方針の決定をするところでございます。

三つ目としまして、合併協議会は方針決定に基づき、この場合は道に要望をしていく形になろうかと思います。

四つ目といたしまして、合併協議会からの要望を受けて、北海道としての方針を決定していくと。 五つ目としまして、北海道の方針について合併協議会に連絡をしていただきますということでご ざいます。

六つ目に、合併協議会において合併協定書の決定をいたします。

七つ目に、合併協定書の調印を行います。

八つ目に、各町議会において合併議決をします。ということで、合併議決が終わった段階で、合併申請書を北海道に提出することになります。その合併申請書を北海道が受理した段階で、今度は北海道においてこの合併議決に合わせまして、新町の郡の所属についての議決をしていただくというような流れになろうかと思います。これらの手続からいいますと、11月には北海道に対して要望する形になろうかという考えでおります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### (花田委員長)

説明をさせていただきました。早速ですが、これから郡の所属について、皆様のご意見をちょう だいいたしたいと存じます。

# (奥村委員)

言い出しっぺでお話をさせてください。私はことし遅くなってから、この合併協議会の委員に議会から選出された者でございます。そういう中でずっと合併協議会に出席をさせていただいておりまして、きょうこの後、第11回目の法定協が開かれることになってございまして、私は、合併協議ももう9合目まで来たのだろうという私なりの認識をしてございます。そういう中で、この協議会が郡の決定によって中断もしくは後退してはならないという思いを強くしてございます。この後、それぞれの町では住民に対する説明を合併協定内容をもって説明に入ると思うのですけれども、それが終わりますと、恐らく12月20日前後には3町そろって議会の議決を要すると、こういう手順になろうかと思うのです。それで、前段申し上げましたように、この郡の取り扱いによって議会議決がおくれるような、つい二、三日前の天北3町のことも新聞に出ていましたけれども、そんなことにはならないと思うのですけれども、ただ、おくれるとか、再度協議になるようなことだけはしたくないという思いです。

そういう中で、この合併というのは私なりに理解をさせていただきますと、譲り合いの精神、気持ちが大事だろうとまず思っております。そんなことで、これからの新町の調整運営に当たっても、

できるだけエゴのない形での進め方も当然必要だろうと思っております。そういう中で町所在地が決まり、新町名が決まりました中で、やっぱり三方を丸くおさめると、こういうことになりますと、私は譲り合いの精神が絶対必要だというふうに私自身思ってございまして、できればこの三つの中から、それぞれの委員の立場、町の委員としての立場があって、それぞれの主張があると思うのですけれども、私はできれば久遠郡という歴史的な位置づけ、奥尻郡、太櫓郡、瀬棚郡、久遠郡があった、久遠郡にしてもらえることが三方を丸くおさまるといいますか、そういう形にしていただければいいなと思っております。その4郡の所轄があったということは、今お話し申し上げましたように、今で言う支庁に当たると、こういう歴史的な背景もありますので、できればこの小委員会である程度の位置づけをして、小委員会の意見を尊重してもらって、午後からの第11回の法定協で余り議論が伯仲しない中で、皆さんの意見統一ができることが私は望ましいと、そう思っておりますので、委員の皆さんのご理解をお願いしたいし、ご賛同も願いたいと、そう思っているところでございます。

# (花田委員長)

ただいま郡の所属については、久遠郡でどうかというご意見がありましたが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

## (柳田委員)

では私、特にこの郡のことについての委員会が開かれてから、大成町太田地区を除いて、大体足を運ばせていただきました。その結果としてやはりもう10人の人が10人、20人の人が20人、やはり最後には私たちにも生まれた土地に残っている名称の何か一つ欲しいよねというのが、大成のまちの方々のお考えでございました。それだけでは、合併でこれからすばらしいまちをつくるという、いい考え方になるかどうかということは別にしても、そういう思いもあるのだということも含めながら考え、また歴史的な背景などを考えれば、これからの3町のまちづくりということを、円満に仲よく、今後新しい歴史をつくるためにもよろしいのかなというような気もいたしております。以上です。

## (花田委員長)

他にございませんでしょうか。

# (真柄委員)

今、確認しますけれども、まずこれ、今の副委員長は久遠郡がよりベターという意味にとっていいということですね。これは今、ちょっとだめとかなんとかではないけれども、これは各地区においても、瀬棚には瀬棚もあるでしょうし、郡をずっと名乗ってきた人の思いというのは、各町これは一緒です。これは当然、久遠郡の人はそう言うし、ただそれが判断の基準だということは、私はいかがなものかなという気はするのですけれども。ただ、今言う瀬棚さんと大成さんがそういう形

でということであれば、これは今言う中で、この一つの選択肢としては十分に配慮しなければならない選択肢だなと今、聞いておりますけれども。ただ、定義づけとしてはやっぱりそういう形で、今の域住民を含めた中での理解が本当に得られるのかなということは、多少私は疑問を感じますけれども、ただそういうことによってこれからの合併に向けて、それがよりベターな形だという形で2町の方々が判断するのであれば、私もそれはある程度高度の判断の上からいったらやむを得ないのかなという感じはしておりますけれども。ただ、私は久遠がいいとか悪いではなくて、あくまでもある程度エリア的にいくと、結構瀬棚郡を名乗った人も多いわけですから、そんなことも含めてということもある程度多少の最初のうちにはいろんな形で出てくるでしょうけれども、そういうことをきちっとクリアしていく中で、そういう久遠郡という形で小委員会が選択していいということであれば、これは2町がそういう形で考えであれば、北檜山もそれはそういう形で賛同というか、小委員会としてまとめる分に関して、北檜山出身の委員としては一言そういう形だけ申し述べておきたいと思います。

委員長、私そういうことでございます。

# (内田委員)

これは今、いろいろ大成の奥村委員、そしてまた柳田委員の方からもお話しありました。これは 先ほども愛着があるというお話がありましたけれども、愛着はどこでも愛着があるわけです。私ど もはやはり正直申し上げて、瀬棚郡に愛着はこれ持っています。しかし、今瀬棚の柳田委員さんの 方からみずから瀬棚郡をなくして久遠郡にというようなご発言がございましたので、私はこれは重 いご発言だと思います。したがって、今真柄委員が言ったように、2町の皆さん方がそういうご意 見であるならば、北檜山町側としても、それに対してはこれは同意をせざるを得ないのではないか と。これはいかに我々が頑張ってみたところで、先ほど奥村委員が言ったように、ここまで来て、 このことによってこれまた先延ばしだとか、これが争点の原因になったりでは困りますので、これ らについては、そうした2町の方々がそういうご意見であれば、私どもとしてもそれに賛同をした いというふうに思います。

#### (花田委員長)

わかりました。それぞれの思いは私にも十分伝わってまいりました。

そういうことで今、ご意見をちょうだいしておりますが、新町の郡の所属は「久遠郡とする」というように道に対して働きかけを行うこととして調整してよろしいか、改めてお諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# (花田委員長)

ありがとうございました。

#### (真柄委員)

今度、これを本会議にかけて、どういう形で議決するかということは本会議で決めることなのですけれども、これは新町名の場合のような形ではなくて、できればこれは要望ですから、その中で否決されれば別ですけれども、できれば話し合いというか、ある程度の中で、最終委員会でなくて、本会議ではそういうふうに進める努力を委員長、副委員長含めてしていただきたいなということを、これは要望しておきたいと思います。

# (花田委員長)

まさしくそのように小委員会、それぞれの熟慮しての話し合い、そういうことのもとで小委員会 としての総意であると、このことを協議会に諮ってまいりたいと、こう思います。

それでは、ご異議がないようでございますので、小委員会としては郡の所属を「久遠郡とする」 ことで道に対して働きかけを行うと。先ほど申し上げた協議会の報告についてもそのように、ただ いま申し上げた形の中で諮ってまいりたいと思っておりますが、ご理解、ご了承をいただきたいと 存じます。

# 4. その他

# 5. 閉 会

# (花田委員長)

以上で、新町名候補選定小委員会を終了させていただきたいと。今回が最後の小委員会になろうと思います。これまでに思いを致しますと、めぐる思いはいろんなことで尽きないものがございました。皆さんの総合的なご判断でそういうご意見を集められたことに感謝申し上げて、終わりたいと存じます。ありがとうございました。

午前10時36分